

大阪市会議長 東 貴 之 様

大阪市長 吉 村 洋 文

議案第 232 号国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する
条例案の一部修正の承諾を求めることについて

平成 27 年 9 月 25 日に提出した議案第 232 号国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案の一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

第 1 条中「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」を「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」という。）」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（認定事業者の責務）

第 4 条 認定事業者は、事前に、施設の近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用されるものであることについて、適切に説明しなければならない。

2 認定事業者は、施設の滞在者に対し、使用開始時に、次に掲げる施設使用の際の注意事項を説明しなければならない。

- (1) 施設に備え付けられた設備の使用方法
- (2) 廃棄物の処理方法
- (3) 騒音等により周囲に迷惑をかけること
- (4) 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

3 認定事業者は、近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦情等に対しては適切に対応しなければならない。

理 由

本議案が付託されている都市経済委員会での審議状況を踏まえ、市民の安全・安心の確保に関する認定事業者の責務をより明確化するため、認定事業者が本事業を実施する際、近隣住民に対し適切に説明すること、施設滞在者に対し、注意事項を説明すること、近隣住民からの苦情等の窓口を設置することなどを条例案に追加するもの。

(参 照)

〔傍線は削除
太字は改正〕

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例案（抄）

(趣 旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第3条 省 略

(認定事業者の責務)

第4条 認定事業者は、事前に、施設の近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用されるものであることについて、適切に説明しなければならない。

2 認定事業者は、施設の滞在者に対し、使用開始時に、次に掲げる施設使用の際の注意事項を説明しなければならない。

- (1) 施設に備え付けられた設備の使用方法
- (2) 廃棄物の処理方法
- (3) 騒音等により周囲に迷惑をかけること
- (4) 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

3 認定事業者は、近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦情等に対しては適切に対応しなければならない。

第4条—第7条 省 略

第5条 第8条